

事務事業評価表

施策名	0102	親と子の健康増進
-----	------	----------

【事業類型】

- 職員人件費のみの事業
- 国の法令に基づいて実施する事務（生活保護、賦課徴収事務、年金事務、戸籍・住基台帳事務、選挙事務、広域組合の負担金などの市の裁量が及ばない事務）
- 負担金のみの事業（イベント等の実行委員会への負担金を除く）
- 組織や職員を管理するための内部事務管理事務（財務事務、人事管理事務、企画事務、議会事務など）
- 施設の維持管理費のみの事業（光熱水費や法定の保守点検委託料など、施設の修繕料）
- 施設を維持管理するための運営業務（施設やそれに付随する車両等の運転業務委託、公園などの管理業務、清掃委託）
- 課内事務を行う上で必要となる事務的経費のみで構成される事業（条例委員の報酬、旅費、需要費、役務費のみで構成）
- 団体等への負担金及び補助金が予算の大半を占めるもの・・・補助金は、補助金要綱及び補助金等のあり方に関するガイドラインにおいて精査されている。
- ハード事業で、中長期の年度計画（事業費含む）を策定し認められた事業
- ハード事業1,000万円未満、ソフト事業100万円未満（事業類型1～9以外）
- ハード事業1,000万円以上、ソフト事業100万円以上（事業類型1～9以外）

【事業概要シート作成有無】

新規・拡充
その他
の見直し

NO

【不要】

YE

【必要】

【事務事業評価の視点】

妥当性（市の関与） ＜総合評価＞

a…市が実施することが妥当である A…計画通りに事業を進めることが適当

b…見直す余地がある B…事業の進め方の改善検討

c…市が実施する緊急性が認められない C…事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討

有効性（施策貢献度） D…事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

a…施策への貢献度が高い

b…施策への貢献度が著しく高いとはいえない

c…成果の向上が見込まれない

効率性（コスト）

a…コストを見直す余地がない

b…検討する余地がある

NO	事業名	担当課 課長 担当者	事業内容	事業期間 開始 終了		根拠法令 要綱等	事業 類型	妥当性	有効性	効率性	総合評価	事業費は当初・繰越・補正予算の合計額					主な指標	単位	R4		R5		R6		事業の方向性	概要 シート		
												事業費（千円）		人件費（千円）		R4			R5	R6	R4	R5						
												R4	R5	R4	R5								計画	実績			計画	計画
												決算	予算	見込	決算													
1	4歳児発達支援相談事業	こども家庭課 久保 昭隆 山下 真波	教育・保育施設を利用している4歳児を対象に4歳児発達支援相談事業を実施し、障害児の早期発見と早期支援を図る。	平成23年度		発達障害者支援法	7	a	a	a	A	113	115	114	6,281	6,126	支援につながった児童数/支援が必要と判断された児童数	%	70.0	66.1	70.0	70.0	現状維持	無				
2	赤ちゃん訪問事業(妊産婦・新生児等訪問指導事業)	こども家庭課 久保 昭隆 馬場 由加	保健師・助産師が第1子、母子保健推進員が第2子以降の乳児家庭を生後4か月までに訪問して、育児の状況等の把握を行うとともに、適切な保健指導や子育ての情報を提供する。生後4か月以降の未訪問家庭に対しても保健師が継続的に連絡を取り対応する。	平成19年度		母子保健法第11条・第17条、第2次健康おおむら21計画、子ども・子育て支援交付金要綱	11	a	a	a	A	7,628	8,010	9,084	5,755	5,256	赤ちゃん訪問案件数(保健師・助産師)	件	535	530	535	535	現状維持	有				
3	乳幼児育成指導事業	こども家庭課 久保 昭隆 山下 真波	【親子愛あい広場】感覚遊び等を通して、子育てや子どもの発達等についてアドバイスを行う。【ことばと心の相談室】言語聴覚士や臨床心理士による個別相談。 【巡回相談】乳幼児健診後、支援が必要と判断された児が通園している保育施設等に専門スタッフが向向き、適切な支援に関する指導・助言を行い、各専門機関へ斡旋を行う。 R5年度に乳幼児育成指導事業から分離し、幼児教育・保育支援センターにて事業を実施。	平成9年度		母子保健法第9・10条、第2次健康おおむら21計画	10	a	a	a	A	1,176	996	991	3,631	3,200	親子愛あい広場の参加組数(延)	組	196	130	196	196	現状維持	無				
4	ふるさとのところをはぐくむ絵本事業	こども家庭課 久保 昭隆 美馬 千沙	①赤ちゃん訪問時に、第1子にはブックスタート・オリジナル絵本各1冊、計2冊を配布し、第2子以降にはブックスタート絵本1冊を配布する。 ②1歳6か月児健康診査時にオリジナル絵本(3歳児用)を第1子に配布する。 ③配布対象外の希望者にオリジナル絵本の販売を行う。	平成14年度		大村市こころはぐくむ絵本文支給要綱	10	a	a	a	A	811	880	640	364	800	ブックスタート・オリジナル絵本(0・1歳児用)の配布率	%	100.0	96.0	100.0	100.0	現状維持	無				
5	次世代むし歯予防対策事業	こども家庭課 久保 昭隆 内田 佳代	①1歳6か月児・3歳児健康診査において、口腔内の状況を把握し、希望者にフッ化物物の歯面塗布を行い、定期的な歯科健診や生涯を通じた歯の健康づくりに対する意識付けを行う。 ②幼稚園、保育園等において、フッ化物洗口を希望する幼児(4・5歳児)に対し、週5回(週6回)口腔内のフッ化物洗口の薬剤等を配布。 ※R6予算から①を「乳幼児・妊婦健康診査事業」に統合	平成19年度		おおむら歯なまるスマイル21計画、長崎県フッ化物洗口推進事業補助金交付要綱、大村市フッ化物洗口事業実施要綱	10	a	a	b	A	3,286	3,249	650	1,309	1,091	フッ化物塗布実施者数	人	1,633	1,342	1,633	1,633	縮小	有				
6	乳幼児・妊婦健康診査事業	こども家庭課 久保 昭隆 内田 佳代	①妊婦は産婦人科において、また乳児は小児科において、受診票に基づく個別健診を実施。 ②新生児は出生後退院までに聴覚検査を実施。 ③1歳6か月児及び3歳児はこどもセンターにおいて集団健診を実施。 ④産婦は産婦人科において、健康診査(概ね産後2週間、産後1か月)を実施 ⑤多胎妊婦の妊婦健康診査に係る費用を補助(多胎妊婦1人当たり5回分) ※R6予算から「次世代むし歯予防対策事業」の一部を移行	昭和43年度		母子保健法第12条・13条	2	a	a	a	A	99,980	116,679	109,607	5,848	4,701	3歳児健康診査の受診率	%	97.9	96.4	98.1	98.2	拡充	有				
7	乳幼児健康相談事業	こども家庭課 久保 昭隆 美馬 千沙	①月に1回、「乳幼児すくすく健康相談」を開催し、専門職(保健師・管理栄養士・歯科衛生士)による相談業務を実施する。 ②月に2回、こどもセンターにおいて、「離乳食教室」を開催し、管理栄養士による相談業務を実施する。	昭和50年度		母子保健法第9・10条、第2次健康おおむら21計画	10	a	a	a	A	110	133	368	3,910	3,894	乳幼児すくすく健康相談の参加延人数	人	313	194	229	229	現状維持	無				
8	不妊症・不育症等支援対策事業	こども家庭課 久保 昭隆 馬場 由加	①不妊や不育症に関する相談対応や情報の提供(相談窓口の開設) ②妊娠と出産に関する知識の普及啓発 ③特定不妊治療費用の助成 R4年4月から保険適用となり、経過措置対象者についてR6年3月31日まで助成を継続し、R5年度で助成終了となる。 ④不育症治療費用の助成	平成24年度		大村市特定不妊治療費助成実施要綱、大村市不育症治療費助成金交付要綱	10	a	a	a	A	5,207	2,695	194	2,224	2,202	特定不妊治療費助成申請件数	件	47	83	38	0	縮小	無				

施策名	0102	親と子の健康増進
-----	------	----------

【事業類型】

- 職員人件費のみの事業
- 国の法令に基づいて実施する事務（生活保護、賦課徴収事務、年金事務、戸籍・住基台帳事務、選挙事務、広域組合の負担金などが及ばない事務）
- 負担金のみの事業（イベント等の実行委員会への負担金を除く）
- 組織や職員を管理するための内部事務管理事務（財務事務、人事管理事務、企画事務、議会事務など）
- 施設の維持管理費のみの事業（光熱水費や法定の保守点検委託料など、施設の修繕料）
- 施設を維持管理するための運営業務（施設やそれに付随する車両等の運転業務委託、公園などの管理業務、清掃委託）
- 課内事務を行う上で必要となる事務的経費のみで構成される事業（条例委員の報酬、旅費、需要費、役務費のみで構成）
- 団体等への負担金及び補助金が予算の大半を占めるもの・・・補助金は、補助金要綱及び補助金等のあり方に関するガイドラインにおいて精査されている。
- ハード事業で、中長期の年度計画（事業費含む）を策定し認められた事業
- ハード事業1,000万円未満、ソフト事業100万円未満（事業類型1～9以外）
- ハード事業1,000万円以上、ソフト事業100万円以上（事業類型1～9以外）

【事業概要シート作成有無】

新規に補充その他の見直し
 ↓
 NO → 不要
 ↓
 YE → 必要

【事務事業評価の視点】

妥当性（市の関与）

a…市が実施することが妥当である
 b…見直す余地がある
 c…市が実施する緊急性が認められない

有効性（施策貢献度）

a…施策への貢献度が高い
 b…施策への貢献度が著しく高いとはいえない
 c…成果の向上が見込まれない

効率性（コスト）

a…コストを見直す余地がない
 b…検討する余地がある

＜総合評価＞

A…計画通りに事業を進めることが適当
 B…事業の進め方の改善検討
 C…事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討
 D…事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

NO	事業名	担当課 課長 担当者	事業内容	事業期間		根拠法令 要綱等	事業 類型	妥当性	有効性	効率性	総合評価	事業費は当初・繰越・補正予算の合計額					主な指標	単位	R4		R5	R6	事業の方向性	概要 シート
				開始	終了							事業費（千円）		人件費（千円）	R4	R5			R6	R4	R5			
				決算	予算							見込	決算	予算										
9	法定予防接種等接種事業	子ども家庭課 久保 昭隆 山口 彩葉	(1)定期予防接種の実施（乳幼児～中学生） BCG・ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ・麻疹・風しん・日本脳炎・子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘・B型肝炎・ロタ (2)任意接種費用の助成（乳幼児～中学生） インフルエンザ	昭和23年度		予防接種法	2		a	a	A	283,820	295,879	309,423	3,402	2,309	予防接種の実施率	%	95.0	96.5	96.0	97.0	現状維持	無
10	未熟児養育事業	子ども家庭課 久保 昭隆 松崎 さつき	①養育医療の給付:養育のため指定医療機関に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。 ②未熟児の訪問指導:保健師が、未熟児及び保護者を訪問し、必要な助言指導を行う。	平成25年度		母子保健法 第18条・19条・20条	2		a	a	A	6,439	8,677	8,865	1,121	1,058	養育医療給付件数	件	70	66	70	70	現状維持	無
11	子育て短期支援事業	子ども家庭課 久保 昭隆 森田 梨恵子	対象となる児童の保護者からの申請に基づき、市が委託する児童養護施設等においてショートステイ及びトワイライトサービスを提供する。	平成7年度		児童福祉法第6条の3第3項及び第21条の9、子育て短期支援事業実施要綱（国）、大村市子育て短期支援事業実施要綱	2		a	a	A	2,406	1,573	1,915	1,291	1,191	年間利用日数（延べ）	日	184	456	184	184	現状維持	無
12	子ども家庭センター事業（旧：要保護児童対策事業）（旧：子育て世代包括支援センター事業）	子ども家庭課 久保 昭隆 松本 美穂子	①子育て世代包括支援センター 妊娠前から子育て期に渡る切れ目のない支援を提供することを目的とし、保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるように、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの作成などを行う。 ②子ども家庭総合支援拠点（要保護児童家庭の支援） ソーシャルワークの機能を担い、全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。 また、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関と連携・協力し、子どもの安全を守るネットワークを構築する。 さらに、児童虐待防止にかかる周知啓発を行い、早期相談・早期解決につなげる。	平成19年度		母子保健法、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、大村市要保護対策地域協議会設置要綱	2		a	a	A	21,145	34,525	33,197	13,705	14,075	要保護児童早期解決ケースの割合	%	70.0	69.8	70.0	70.0	拡充	有
13	子どもセンター運営管理事業	子ども家庭課 久保 昭隆 安部 昭子	センターの維持管理、保守管理を適正に行うとともに、公の施設として、子育てサークル、母子保健推進員、健康体操グループなど市民の活動拠点の場を提供し、それらの活動を支援する。	平成10年度		大村市子どもセンター条例、大村市子どもセンター条例施行規則	6		a	a	A	12,790	14,575	13,415	2,018	2,018	登録団体参加者人数目標の達成率	%	100.0	57.0	100.0	100.0	現状維持	無
14	産後ケア事業（旧：子育て世代包括支援センター事業）	子ども家庭課 久保 昭隆 美馬 千沙	①子育て世代包括支援センター事業として、妊婦相談を強化し、妊娠前から切れ目のない支援を行う。 ②産後ケア事業として、産婦、乳児に対し、宿泊型や通所型の支援を行う。 ※①は令和5年度から子ども家庭センター事業に統合。	平成31年度		母子保健法第17条2	11	a	a	a	A	778	1,176	1,228	73	75	産後ケア事業の利用者延べ日数	日	30	65	96	88	拡充	有
15	ヤングケアラー支援事業	子ども家庭課 久保 昭隆 松本 美穂子	ヤングケアラーを早期に見出し、支援につなげられるように、関係機関や児童生徒への周知啓発を行う。 またヤングケアラーを早期に見出し、支援につなげる支援体制の整備を行う。	令和4年度		子どもの権利条約、教育基本法、児童福祉法、子ども・若者育成支援推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律	2		a	a	A	0	0	0	0	0	まつなぎやでのヤングケアラーの相談対応	人	10	3	30	30	現状維持	無
16	出産・子育て応援事業	子ども家庭課 久保 昭隆 塚原 賢修	妊娠前から出産・子育てまで一貫して身近に相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」の充実を図るとともに、妊娠や出産の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対して「出産・子育て応援ギフト」を支給し、経済的支援を実施する。	令和4年度		出産・子育て応援交付金交付要綱	11	a	a	a	A	24,727	203,132	99,147	364	1,991	申請者への支給割合	%	100.0	-	100.0	100	現状維持	有